

令和6年度第2回千葉県国民健康保険連携会議

議事要旨

令和7年2月20日(木)

午後2時から午後4時まで

千葉県自治会館9階大会議室で開催

議題(1) 令和7年度市町村標準保険料率等の算定結果について

資料1-1～1-9に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

(A 委員)

今年度、東葛支部の保険者においては、仮係数に基づく算定結果と確定係数に基づく算定結果とで大きな金額の差が生じており、場合によっては補正予算での対応が必要になる。本来であれば、仮係数による算定の時点である程度予算化をしなければいけない市町村が多いと思うので、仮係数による算定結果をそのまま示すのも良いが、確定係数になると見込まれる額の変動についてある程度考慮した上で示していただけると、予算化するのに非常にありがたい。

また、もし仮係数から確定係数で大幅に事業費納付金が増加するようであれば、何が要因で増加したのかについてある程度明確にさせていただかなければ、議会や首長に説明するのが困難であるため、この点についても考慮していただきたい。

あとは、保険料水準の統一に向けた取り組みに関連することでもあるが、賦課権限が市町村にある中で、県と各市町村がうまく連携が図れていないように感じるので、ぜひ連携を密にしながら進めていただきたい。

(B 委員)

資料1-3に記載されている各種金額や対前年度の増減額について、被保険者1人当たりの金額もそれぞれ示していただきたい。

被保険者総数が減少しているため総額としてはマイナスになる一方、1人当たりの金額では増額している項目もあるはずなので、その点が確認できるように資料作りをお願いしたい。

議題（２）千葉県国民健康保険運営方針に基づく県の取組状況（令和６年度）

資料２に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

（Ａ 委員）

徴収率については、各市町村の収納率向上に向けた取り組みだけでなく、各市町村の被保険者の状況によっても差が生じると考えているが、徴収指導員による指導により、実際に収納率が上がるなどの効果は表れているか。

（千葉県）

徴収指導員による指導は収納率が低い市町村を集中的に実施しており、もともと収納率の高い市町村に対しては実施していないため、具体的な数字に基づき評価することが難しい側面もあるが、千葉県の平均収納率は令和４年度から令和５年度にかけて０．４％上昇しており、それ以前から見ても上昇傾向にある。収納率向上は市町村による努力の賜物であるという点は前提としてあるが、徴収指導員による指導の一定の効果があると判断している。

（Ａ 委員）

例えば神奈川県横浜市は、規模の大きい都市でありながら約９６％という収納率を実現しているが、収納率向上に関する取り組み状況については大差なかった。横浜市は口座振替が定着しているなどの要因があるのかもしれないが、このような収納率・徴収率の差が生じるのは何故かという点を調査・研究し、今後の収納率向上対策等に反映させていただきたい。

（千葉県）

頂いたご意見は今後の施策等に活用したいと思います。

（Ｃ 委員）

県の徴収指導員はどのような方が担当しているのか、また、どのような形で指導してくれるのか、具体的な内容についてお聞かせ願いたい。

また、口座振替の原則化やスマートフォン決済による納入方法の導入などの収納に係る取り組みに対して支援を行うとあるが、この支援とは具体的には何か。

(千葉県)

保険指導課では、徴収指導員として会計年度任用職員を2名採用しており、県税事務所のOBと国税のOBがそれぞれ1名ずつの体制となっている。指導の具体的な内容としては、定期指導での指導・助言や技術的助言のほか、特別指導という形で、指導対象となった保険者の国民健康保険主管課や税務課等に伺う、もしくは市町村の担当者に保険指導課まで来ていただき、状況の確認などを行ったうえで今後の対応等について対面での指導を実施しております。

(C 委員)

それは年間を通じて実施していただけるものか。

(千葉県)

仰る通り、議会閉会後の時期を目安に、集中的に実施している。

口座振替については、口座振替の原則化が収納率の向上に大きく資するということがありますので、市町村の皆様に対しては、原則化を進めていただくよう指導している。スマートフォンアプリによる決済に関しては、国民健康保険料(税)の収納について多彩な手段を活用できるよう検討をお願いしているところで、例えば決裁システム導入のための補助金を交付するといったものではない。

(D 委員)

収納率を計算する際に保険料と保険税の区別が無いところ、収納率上位の保険者には料方式が多く、収納率下位の保険者には税方式が多い点について何か県として考えはあるか。

料と税では繰越滞納分の時効に関する取り扱いが異なり、滞納繰越分に関する業務量等にも差が生じると考えている。

(千葉県)

前提として、現年度分の徴収については料と税とで条件が近いという認識であるため、資料2に記載されている収納率は、現年度分のみのもので数字としている。

税方式における滞納繰越分の時効は5年であり、現年分と滞納繰越分の業務を並行して行う点に関して言えば、税方式の方が条件的に不利な部分もあると思われるが、現年の収納率が上がれば、繰り越す分が減少するため、まずは現年分の収納率向上に取り組んでいただきたいと、徴収の指導ではお伝えしている。滞納繰越分の対応をなおざりにしようというわけでは全くなく、収納率に関する条件が全く一緒になるというのは難しいと思うが、条件が近いという点で現年分の収納率の高低を注視している。

(D委員)

徴収の指導については、料と税の違いを踏まえたアドバイスが可能な担当者がいるという認識でよろしいか。例えば現年分を重視し、滞納繰越しが累積してしまうと市の予算を圧迫するような形になる。現年分と滞納繰越分どちらに重きを置くかというのは市町村ごとに異なると思うので、市町村の方針に応じてアドバイスをいただくところが可能なのは気になる点である。本市は現在、県の平均収納率に近い値まで収納率を上げたところであるが、やはり、滞納繰越分が多い場合になかなか現年度収納率が上がらないという現状がある。今までは、人員の増員や国保部門と市税部門の連携強化、あるいは個の能力を上げることで収納率向上につなげてきたので、そういうことを踏まえてアドバイスいただけるとありがたい。

(B委員)

他都道府県の政令市とのやり取りの中で、横浜市については、現年分から取っていく、取れないものについては見切りをつけるような方法で、よく見定めて収納業務に取り組むことで、徴収率を向上させたと聞いている。県の徴収指導員についても他自治体の好事例を研究したうえで指導に当たっていただきたい。また、口座振替について、広島市では口座振替キャンペーンを広島県の主導により実施していると聞いているため、情報提供させていただく。

(千葉県)

他自治体の状況も含め情報提供いただき感謝する。仰る通り、収納率の向上については、体制の整備と同様に収納見込みの有無を見極めることも重要である。

議題(3) 保険者努力支援制度について

資料3-1～資料3-5に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

(B委員)

資料3-4、2ページ目下部の「取組を行う市町村の割合が評価基準で定められている割合にわずかに及ばない項目」とは、具体的にはどのような項目か。

(千葉県)

資料3-5の「市町村の取組状況による評価」という部分に令和6年度の評価基準を記載しており、オレンジ色で塗りつぶされている項目が得点項目となっている。空欄の項目は現状得点できていないということになるが、特に「生活習慣病重症化予防対策を実施する管内市町村の割合が9割以上の場合」という項目については5%評価基準を下回っている。あと2市町村の実施により得点できる項目になっているので、これについて支援を進めていきたい。

(C委員)

資料3-2の4ページ目。「決算補填等目的の法定外一般会計繰入が解消されていないことによる減少」がかなり大きな減点と感じた。赤字削減・解消計画の解消予定年度が令和8年度までになっていない市町村が6市町村あるということだが、これは全国的に見て多いのか。

この減点が無ければもう少し交付額が増えたということだと早く解消されるのが望ましいと思うが、この評価指標について今後どのような取り組みを検討しているか。

(千葉県)

千葉県よりも決算補填等目的の法定外一般会計繰入を行っている保険者数が多い自治体はあると認識しているが、6市町村という数字が全国的にみて多いか少ないかという点については手元に資料がないため、お答えできない。

解消に向けた取り組みについては、第2期千葉県国民健康保険運営方針において令和12年度までに解消することを目標としており、赤字解消・削減計画も作成していただいているところである。被保険者への影響を考慮すると、急激に解消するのは困難と考えられるため、計画的に赤字解消を進めていただくよう、引き続き指導を実施していきたい。

(E委員)

令和7年、令和6年の1人当たり交付額における全国順位は必ずしも高くない状況だが、改善点の分析等行っているか。予防事業の重要性は強く認識しているところだが、財政状況の厳しさもあるため、少しでも多く交付金を頂き、事業展開をしたいと考えている。県からは非常に細やかに連絡いただいております、ポイントを獲得できるよう指導いただいているところだが、更なる改善点について分析ができていたら示してほしい。

(千葉県)

要因分析まではできておらず申し訳ない。前年度は得点しているが今年度は得点を逃している項目もあるので、このような点については得点し続けられるよう、市町村と連絡を密に取りながら取り組んでいきたいと考えている。

(E委員)

細かいところで得点を逃すことが往々にあるため、より良い取り組み方について指導いただけるとありがたい。

(B委員)

得点に向けた取り組みに関して、千葉支部の研究会の中で重複服薬者への対応がなかなか難しいという話があった。その点について千葉県から指導・支援いただきたい。

議題（４）保険料水準の統一に向けた検討状況について

資料４－１、資料４－２に基づき説明。

議題に係る質疑応答は以下のとおり。

（F委員）

資料４－２についてご説明いただいたが、口頭での説明を表の中に落とし込んでいただけると後々確認しやすいので、お願いしたい。

（千葉県）

頂いたご意見を踏まえ、作業部会でお示しするスケジュールを作成したい。

（A委員）

昨年 of 連携会議でも伝えたことだが、議会や首長に説明する際にロードマップというか、今後のスケジュールのようなものにより、実際どういう風に動いていくのか県から示されなければ、市町村は動けない状況である。

骨子が決まらないからと言って、作業部会で検討を進めて最後に保険料水準の統一年度を示すのではなく、保険料水準の統一に向けて、作業部会を開催するような、トップダウンの形態が望ましい。先日の技術的助言みたいな話の中で、以前から言ってるように、国が保険料水準の統一の目標年度を掲げてるわけですから、県も国保運営方針の中間見直しを待たずに、保険指導課長名通知でも構わないので示していただきたい。それでなければ、今後、標準保険料率との乖離を縮減しなければならないということについての説明がどこにもつけられないので、これについては県がトップダウンで進めていただきたい。

（B委員）

作業部会とワーキンググループの開催予定もスケジュールに落とし込んで示していただきたい。

また、現状ワーキンググループでの検討事項等は、ワーキンググループに参加した市町村しか把握できない状態だが、作業部会に出席する委員は各支部の代表として、ワーキンググループで検討された内容について意見するということが良いか。その場合、ワーキンググループの検討内容等を各支部で共有し、

意見を集約する作業が必要になるが、情報共有の機会等についてどのように考えているか。

(千葉県)

ワーキンググループは実務的な検討や、参加者からご意見・ご助言を頂戴する趣旨で、非公開としている。作業部会についても同様に資料を非公開としているが、各支部の代表として出席していただいている方に、各支部内への資料の展開をお願いしたいと考えている。

(B委員)

各支部で意見を取りまとめる時間を考慮した上でスケジュール設定をお願いしたい。

(C委員)

担当課レベルの要望にはなるが、いすみ支部では保険料水準の統一を令和15年度かそれよりも早い目標とし、国が掲げる最低ラインの令和17年度にはならないようにしてほしいということで話がまとまっており、ロードマップもそのように作っていただきたい。

また、保険料か保険税か決める手順やスケジュール感はロードマップの中で示されるのか。

(千葉県)

料・税の統一については現時点で確とした方向性があるわけでは無いため、今後のワーキンググループ等で検討を進めることになるかと認識しており、ロードマップへの記載についても検討の結果次第になると考えている。

(C委員)

来年度のワーキンググループで料・税の統一について確定する可能性もあるということか。

(千葉県)

現時点では、検討の結果次第という回答とさせていただきたい。

(C委員)

いすみ支部内では、保険料を改定するにしても、保険料統一後が料になるか税になるか把握したうえで取り組みたいという意見があったため、早めに示されるとありがたい。

(G委員)

賦課徴収ワーキンググループの協議予定に「決算補填等目的以外の法定外繰入」という項目があるが、具体的にどのような検討を行っているのか。

(千葉県)

国保運営方針において、令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標に掲げているところ、全市町村の赤字解消後に決算補填等目的以外の法定外繰入を行いたいという市町村からの希望があった場合の対応方針等について検討している。全く方向性が決まったわけでは無いが、例えば県の基金から貸付をするのか、あるいは決算補填等目的以外の法定外繰入を例外的に認めるのか、そのような内容を検討することが見込まれている。

(G委員)

財源の措置等も踏まえ協議が行われるということで理解した。

議題(5)その他

(千葉県)

令和6年度第1回千葉県国民健康保険連携会議の議題(1)において、委員の方から「千葉県の令和5年度の収支差引合計額は対前年度ほぼ同額の一方、市町村においては大幅に減少している点どのように考えているか。」との質問があったので、これについて回答する。

都道府県特別会計の決算については、毎年度、国から示される係数等を基に事業費納付金を算定し、算定結果に基づいて市町村に振り分け、各市町村から納入していただいているため、令和5年度の決算において黒字額が大きく減少しなかったと考えている。なお、令和5年度決算で生じた剰余金については、第1回連携会議の議題(2)で御説明したとおり、翌年度以降の納付金の減算や国庫負担金等返還金等の財源となっている。

一方、市町村特別会計の決算については、事業費納付金に応じた収入が確保できていないことから令和5年度においては単年度収支が約61億円の赤字となっており、また、各市町村が収入の不足分について市町村基金や法定外繰入等により補填した額の増加分が、単年度収支の減少分を下回ったため、収支差引合計額の減少に繋がったと考えている。

議題（5）の内容について、委員から議題に係る質疑・意見等無し。

その他質疑等

（A委員）

現時点では3方式あるいは4方式を採用している市町村もあると思うが、保険料水準の統一後の市町村における賦課方式が2方式であるというのは決定事項か。

また、第三者行為求償の委託に関して、今後どのように動いていくのか、スケジュール感を早急に示していただきたい。

（千葉県）

国が示している国保運営方針策定要領では、「都道府県が定める国保運営方針には市町村における標準的な保険料算定方式を定めること」が求められている。そのうえで、第2期千葉県国保運営方針策定の際に行った法定意見聴取等で特段意見が無かったため、標準的な算定方式を2方式と記載している。

第三者行為求償について、法改正を受け、具体的な受託対象の範囲などの通知が昨年12月に示されたばかりであり、県で人材を雇用するための費用や交付金の有無等、受託スキームを具体的に検討していくための詳細な条件がまだ国から示されていない状況のため、県としても具体的な検討に着手できていない。現在、人件費として認められる範囲等について国へ照会をしており、その回答状況を踏まえて検討を進めていきたいと考えている。

（A委員）

第三者求償については、早急をお願いしたい。

令和6年度第1回作業部会での県の発言からは、賦課方式が決定事項とは読み取れない。東葛支部内では、賦課方式は今後の検討事項であると認識している。もし認識の違いが生じているのであれば、改めて県から市町村に対して通知を行うべきである。

(千葉県)

持ち帰り、経緯等について改めて確認したい。

(A委員)

現実問題、県と各市町村との間に認識の齟齬があることでトラブルが発生している。市町村も悪いところがあるだろうが、県の方でも、分かることと分からないことの区別を明確にしていただき、様々な事象に関して一度現状を整理して示していただくことで、各市町村統一の見解・認識が出来ると思うので、時間的制約はあるが、これについて検討いただきたい。

保険料水準の統一を進めていくための知識が無いのであれば、外部から知識を借りる等の連携を強化しなければ何もうまく進まない。他の都道府県では県が主導権を握り、各市町村とコミュニケーションをとりながら進めているため、統一ができるという状況も確認している。他の都道府県を参考に市町村と上手く連携取りながら進めていただくことを要望する。

以上